

平塚市国民保護計画

令和元年 12月
平塚市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 市の国民保護措置に関する基本方針	
1 基本人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等	
1 平塚市	4
2 神奈川県	4
3 指定地方行政機関	4
4 自衛隊	5
5 指定公共機関	5
6 指定地方公共機関	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	
1 地理的特徴	6
2 社会的特徴	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
1 武力攻撃事態	10
2 緊急対処事態	10
第2編 平素からの備えや予防	12
第1章 組織・体制の整備等	
第1 市における組織・体制の整備	
1 市の各部における平素の業務	12
2 市職員の配備基準等	13
第2 関係機関等との連携体制の整備	
1 基本的考え方	15
2 国との連携	15

3 県との連携	15
4 近接市町村との連携	16
5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関等との連携	16
6 自主防災組織等に対する支援	16
第3章 通信体制の確保	
1 非常通信体制の整備	17
2 非常通信体制の確保	17
第4章 情報収集・提供等の体制整備	
1 基本的考え方	17
2 警報等の伝達に必要な準備	17
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	18
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	18
第5章 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第6章 研修及び訓練	
1 研修	19
2 訓練	20
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
1 避難に関する市の取組	21
2 避難実施要領のパターンの作成	22
3 救援に関する基本的事項	22
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	22
5 避難施設の指定に関する情報提供等の協力	22
第3章 生活関連等施設の把握等	23
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	
1 市における備蓄体制	24
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	24
第5章 国民保護に関する啓発	
1 啓発の方法	25
2 防災に関する啓発との連携	25
3 学校における教育	25
4 住民がとるべき行動等に関する啓発	25
第3編 武力攻撃事態等への対処	26
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
1 初動連絡体制の確立及び初動措置	26
2 武力攻撃等の兆候に関する初動措置	27
第2章 市国民保護対策本部の設置等	
1 市国民保護対策本部の設置	28
2 通信手段の確保	30
3 市国民保護対策本部における広報等	30
第3章 関係機関等との連携・協力	

1	国・県の対策本部との連携	31
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	31
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	31
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	32
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	32
6	市の行う応援等	33
7	自主防災組織等に対する支援等	33
8	市民への協力要請	34
第4章 警報及び避難の指示等		
第1 警報の伝達等		
1	警報の伝達等	35
2	警報の伝達方法	35
3	緊急通報の伝達及び通知	36
第2 避難住民の誘導等		
1	避難の指示の通知・伝達	37
2	避難実施要領の策定	37
3	避難住民の誘導	38
第5章 救援		
1	救援の実施	41
2	関係機関等との連携	41
3	救援の内容	41
4	救援の際の物資の売渡し要請等	44
第6章 安否情報の収集・提供		
1	安否情報の収集	46
2	県に対する報告	46
3	安否情報の照会に対する回答	47
4	日本赤十字社に対する協力	47
第7章 武力攻撃災害への対処		
第1 武力攻撃災害への対処		
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	48
2	武力攻撃災害の兆候の通報	48
3	生活関連等施設の安全確保	49
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	49
第2 N B C攻撃による災害への対処等		
1	N B C攻撃による災害への対処	50
第3 応急措置等		
1	退避の指示	51
2	警戒区域の設定	52
3	市長の事前措置	53
4	応急公用負担	53
5	消防に関する措置等	53

第8章 被災情報の収集及び報告	56
第9章 保健衛生の確保その他の措置	
1 保健衛生の確保	57
2 廃棄物の処理	57
第10章 国民生活の安定に関する措置	
1 生活関連物資等の価格安定	58
2 避難住民等の生活安定等	58
3 市が管理する公共施設の適切な管理	58
第11章 特殊標章等の交付及び管理	
1 特殊標章等の意義について	59
2 国民保護法で規定される特殊標章等	59
第4編 復旧等	61
第1章 応急の復旧	
1 基本的考え方	61
2 公共的施設の応急の復旧	61
第2章 武力攻撃災害の復旧	62
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	63
2 損失補償及び損害補償	63
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	63
第5編 緊急対処事態への対処	64
1 緊急対処事態	64
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	64
用語集	巻末

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関等が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。作成に当たっては、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づくものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に關し市長が必要と認める事項

(4) 市国民保護計画の対象となる者及び対象となる地域

・対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む）

・対象となる地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は、避難先地域も含む）

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

なお、その他、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、隨時、情報を更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会に諮るとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第2章 市の国民保護措置に関する基本方針

1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、協力を要請された国民は、自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることに留意する。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

1 平塚市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 神奈川県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東農政局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (2) 第三管区海上保安本部（湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達

- イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
- ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
- エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
- オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃
災害への対処に関する措置

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置
の支援等

5 指定公共機関

- (1) 東京電力ホールディングス（株）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (2) 東京ガス（株）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (3) 神奈川中央交通（株）
 - 避難住民の運送の確保
- (4) 東日本旅客鉄道（株）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (5) 東日本電信電話（株）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (6) 日本郵便（株）
 - 郵便物の送達の確保

6 指定地方公共機関

- (1) (公社)神奈川県LPGガス協会
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (2) (一社)神奈川県トラック協会
 - 緊急物資の運送の確保

第4章 市の地理的、社会的特徴

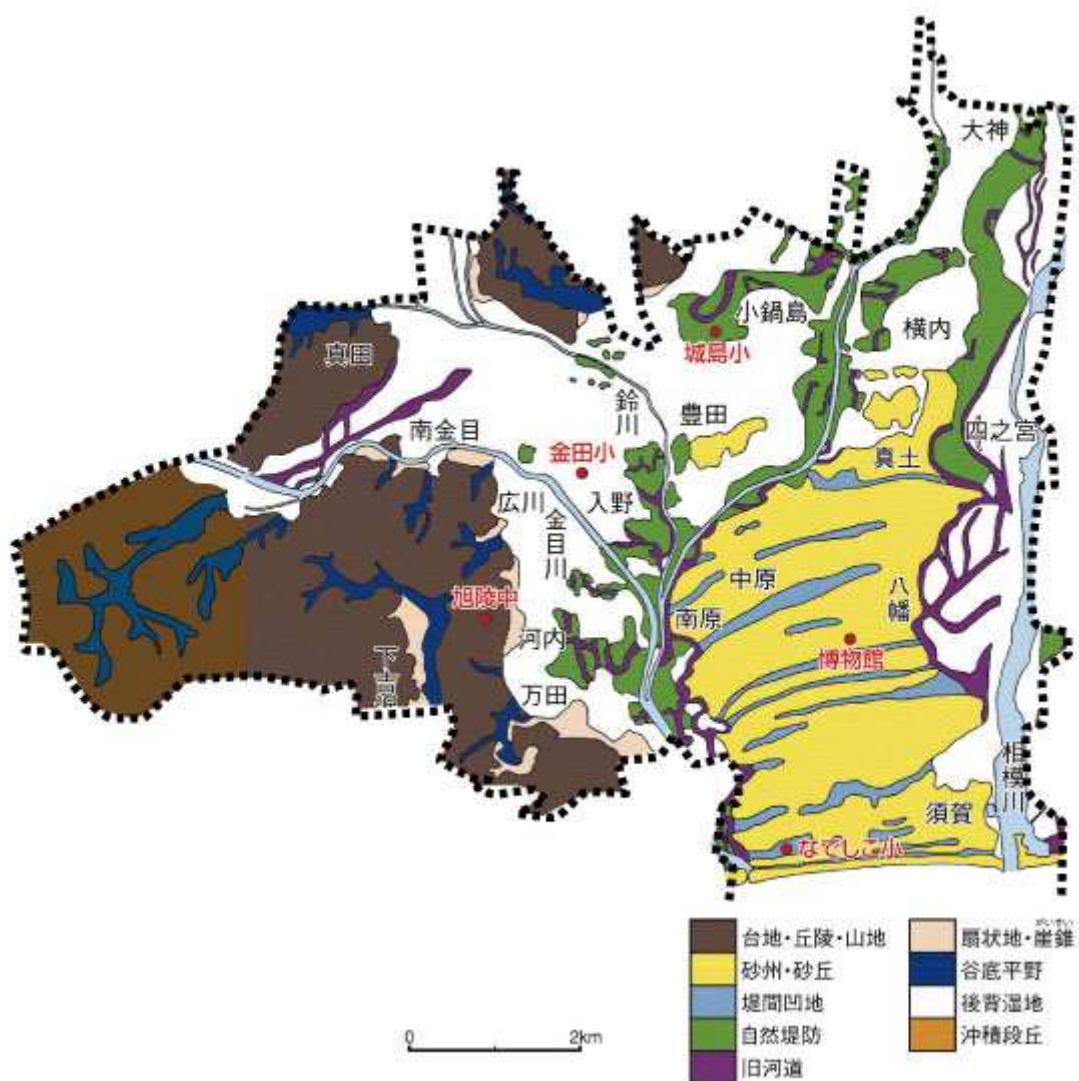
1 地理的特徵

(1) 地形

本市は、首都50キロ圏にあたる神奈川県のほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京からJR東海道本線を西下し約65分のところに位置する。東方は、相模川を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川を挟んで大磯町に隣接し、南方は、相模湾に面している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4,800mの海岸線から西北に広がる扇形をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士山、箱根連山を遠望する四季温和な気候に恵まれた住みよい土地である。

平塚市の地形



（出典：相模川流域の自然と文化（1993年）平塚市博物館）

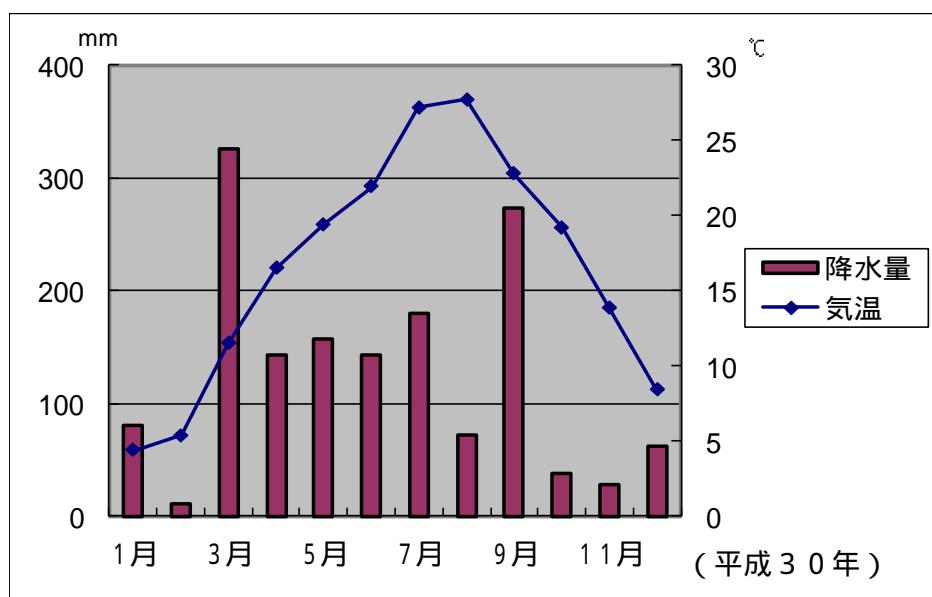
(2) 気候

本市は、日本海流の影響を受けるため、温暖な海洋性の気候となっている。1~2月の寒冷期の気温でさえも平均気温5~6度であり、冬も割合温暖である。また、7~8月の盛夏期では平均気温26~27度で比較的涼しい。

雨量は、年間平均1,600ミリ程度で、季節的に見ると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ない。

湿度は年間平均約70%で、梅雨期から秋期にかけて高く、冬期から春先にかけて乾燥する。

風向については南西又は北東の微風が吹き、特に冬の乾燥期に西方又は北西からの強風が吹くことがある。また、毎年8~10月には数度、台風が襲来する。



2 社会的特徴

(1) 人口分布

本市の人口は、平成31年1月1日現在、257,879人(男129,150人、女128,729人)で、県人口の約3%を占め、県内で6番目となっている。

人口密度は、1平方キロメートル当たり3,802人である。

地区別的人口分布状況(総人口に占める割合)は、次のとおりとなっている。

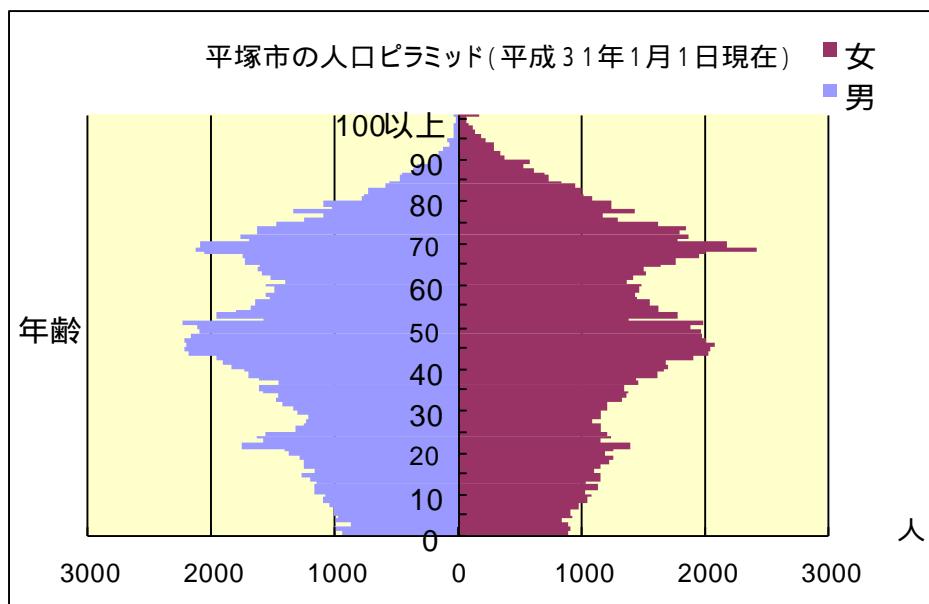
平成31年1月1日現在

地区名	面積 (km ²)	世帯数	人口(人)			人口密度 (1km ²)	分布割合 (%)
			総数	男	女		
平塚	11.56	36,327	79,735	39,296	40,439	6,897	31.0
大野	10.21	24,950	58,041	29,506	28,535	5,685	22.6
豊田	3.19	2,095	5,330	2,649	2,681	1,671	2.1
神田	6.70	10,176	23,628	11,876	11,752	3,527	9.1
城島	4.01	1,473	3,920	1,951	1,969	978	1.5
岡崎	3.48	3,586	9,192	4,598	4,594	2,641	3.5
金田	3.00	3,975	9,971	4,915	5,056	3,324	3.9

旭	6.35	17,069	40,799	20,177	20,622	6,425	15.8
土沢	12.15	2,280	7,157	3,609	3,548	589	2.7
金目	7.23	9,203	20,106	10,573	9,533	2,781	7.8
合計	67.88	111,134	257,879	129,150	128,729	3,802	100.0

(注) 市全域の人口密度は、平成27年3月1日現在人口までは総務省統計局が推計した面積(67.82平方キロメートル)で算出し、平成27年4月1日現在人口からは「全国都道府県市区町村別面積調」による参考値の面積(67.82平方キロメートル)で算出している。

年齢別の人口分布状況は、次のとおりとなっている。



平成27年国勢調査(平成27年10月1日実施)の結果では、昼間人口は256,896人、夜間人口(常住人口)は258,227人となっており、昼夜間人口比率は99.5である。

本市からの流出人口(本市以外を就業地、就学地として流出している人口)は、県内他市町村へは41,200人、県外へは12,099人となっている。一方、本市への流入人口(本市を就業地、就学地として流入している人口)は、県内他市町村から46,092人、県外から5,876人となっている。

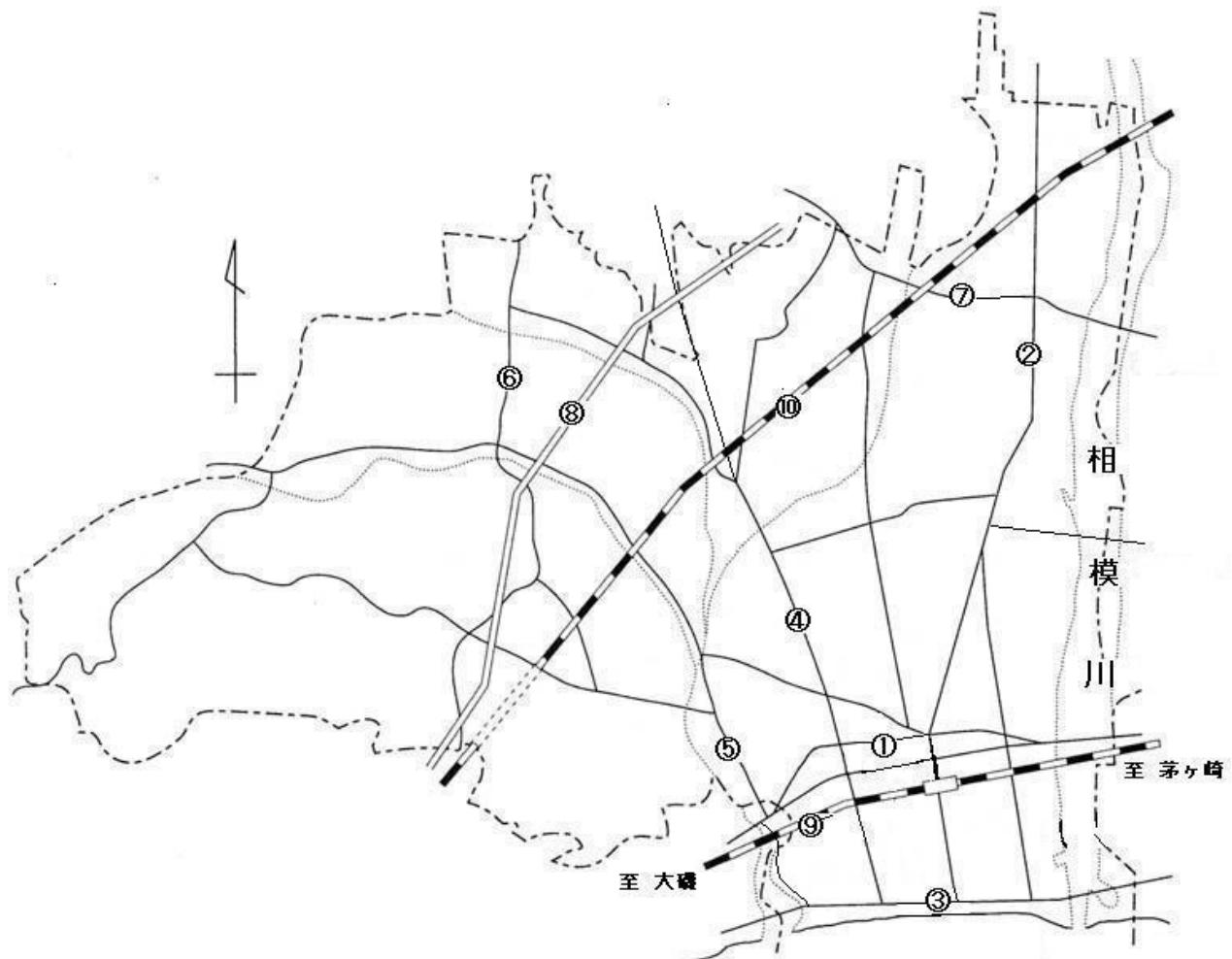
(2) 道路

本市域の道路網のうち、国道は、本市南部の海岸線に沿って東西に横断する国道134号、同様にJR東海道本線の北方を東西に横断する国道1号、市の東部を南北に縦断する国道129号、市北東部の厚木市から市南西部の大磯町へ繋がっている国道271号(自動車専用道路)がある。主な県道は、金目川に沿って国道1号から秦野市へと繋がっている県道62号、本市のほぼ中央部を南北に国道134号から伊勢原市へと繋がっている県道61号、市北東部を寒川町から伊勢原市へと東西に横断している県道44号、市西部を大磯町から伊勢原市へと南北に縦断している県道63号等がある。市道については、幹道が58路線ある。

(3) 鉄道

鉄道は、JR東海道本線が国道1号と国道134号に挟まれる形で、市南部を東西に横断している。平塚駅は市のやや東側に位置し、平成30年度の一日平均の乗車人員は約62,000人となっている。

平塚市の幹線道路、鉄道



道路

- 国道 1 号
- 国道 129 号
- 国道 134 号
- 県道 61 号
- 県道 62 号
- 県道 63 号
- 県道 44 号
- 国道 271 号
- (自動車専用道路)

鉄道

- JR 東海道本線
- 東海道新幹線

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の4類型の事態を対象とする。

【武力攻撃事態の類型】

攻撃の種別	攻撃の特徴
(1)着上陸侵攻	ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。 イ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。
(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃	ア 突発的に被害が発生することも考えられる。 イ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生じる恐れがある。 ウ NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせ、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。
(3)弾道ミサイル攻撃	ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 イ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが非常に困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
(4)航空攻撃	ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。 イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1)攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
市域内においての事態例

- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
市域内においての事態例
- ・大規模集客施設の爆破
 - ・列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
市域内においての事態例
- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・大規模貯水池に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
市域内においての事態例
- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

【市の各部における平素の業務】

部局名	平素の業務
市長室	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会に関すること。・市国民保護対策本部に関すること。・避難実施要領の策定に関すること。・国民保護措置についての訓練に関すること。・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関すること。・非常通信体制の整備（防災行政無線固定系の維持管理）に関すること。・国民保護に関する関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）との連絡調整に関すること。・自主防災組織との連絡調整に関すること。・情報収集・提供及び避難・救援に係る体制（他部に属さないもの）の整備に関すること。・国民保護計画の市民への周知、国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること。・避難及び救援に係る情報の把握に関すること。・生活関連施設の把握に関すること。・生活関連施設（他部に属さないもの）の安全確保に関すること。・備蓄物資調達、供給に係る各部、関係機関との連絡調整に関すること。・物資、資機材の備蓄に関すること。・備蓄、資機材の調達体制の整備に関すること。・特殊標章等の交付及び管理に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none">・救援に関する医療関係団体等との調整に関すること。・日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
環境部	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・学校における国民保護啓発に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・住民の避難誘導に関すること。・消防団との連絡調整に関すること。・特殊標章等の交付及び管理に関すること。

2 市職員の配備基準等

(1) 職員の迅速な配備体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の配備基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた配備体制】

区分	体制	配備基準	配備内容
事態認定前	担当課体制	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	危機管理課職員が参集
	平塚市危機管理対策会議	市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	原則として、市国民保護対策本部に準じて職員の参集を行うが、配備基準は、個別の事態の状態に応じ、その都度判断
事態認定後	担当課体制	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	危機管理課職員が参集
	平塚市危機管理対策会議	市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	原則として、市国民保護対策本部に準じて職員の参集を行うが、配備基準は、個別の事態の状態に応じ、その都度判断
本部設置	国民保護対策本部	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全ての職員が本庁又は出先機関等指定された場所に参集

(4) 市国民保護対策本部員等への連絡手段の確保

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話等による連絡手段を確保する。

(5) 市国民保護対策本部員等の参集が困難な場合の対応

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び危機管理監の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び危機管理監の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市対策本部長（市長）	主管の副市長	その他の副市長	危機管理監
市対策副本部長 （主管の副市長）	危機管理監	国民保護主管課長	国民保護主管課担当長
危機管理監	国民保護主管課長	国民保護主管課担当長	国民保護主管課長 が指名する者

(6) 職員の服務基準及び配置

市は、(3)～のそれぞれの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務及び配置を別に定める。

(7) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における配備基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(8) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を別に定める。

第2 関係機関等との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関等と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 関係機関等の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関等の連絡先を把握するとともに、関係機関等が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関等相互の意思疎通

市は、避難や救援等の個別の課題に関して関係機関等による意見交換の場を設けること等により、関係機関等との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 国との連携

(1) 自衛隊との連携

市は、自衛隊の部隊等の派遣要請に係る連絡が円滑に行えるよう自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関と連携を図る。

3 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、消火・救急・救助、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援態勢の整備を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関等との協定の締結等

市は、関係機関等から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、市域内の事業所における人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護

措置の周知及び自主防災組織等の資機材の充実など活性化を推進するとともに、自主防災組織等相互間及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

(2) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備するよう努める。

第3 通信体制の確保

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)、防災行政無線等非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、通信体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながら情報の共有化に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等につ

いてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて湘南海上保安署との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する大規模集客施設等の施設について、県との役割分担を調整した上で定めるとともに、施設の管理者の連絡先等を把握し、隨時、情報の更新を行う。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、県と連携し、消防庁が運営する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集・整理・報告及び提供が円滑に行えるようあらかじめ必要な体制づくりを図る。

(2) 安否情報の収集に必要な準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関等について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくなど、必要な準備をするよう努める。

(3) 安否情報の整理等に必要な準備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報を収集・整理し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15

日付消防災267号消防庁長官通知)に基づき、知事への報告及び関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等の活用、又は外部有識者及び学識経験者を講師に招くなどの多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織及び自治会のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関等と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 図上訓練

イ 市国民保護対策本部職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練

ウ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

エ 避難誘導訓練及び救援訓練

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する市の取組

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、マニュアル（要領）を整備するとともに、次に掲げるもののほか、必要な基礎的資料を準備し、隨時、更新を行う。

- ア 市内住宅地図
- イ 区域内の道路網のリスト
- ウ 輸送力のリスト
- エ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- カ 生活関連等施設等のリスト
- キ 関係医療機関のリスト
- ク 関係機関（国、県、公共機関等）の連絡先一覧、協定
- ケ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- コ 消防機関のリスト
- サ 墓地・火葬場等のリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時の対応と同様に、自主防災組織を柱として地域における支援体制の確立を図るなどしつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を考慮し、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難について、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関等（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、避難行動要支援者の避難方法についても配慮する。また、市は、発災時に避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

3 救援に関する基本的事項

（1）救援への備え

市は、県から救援に関する事務の一部を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を考慮し、市が行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、迅速に救援に関する措置を行い、又は、補助することができるよう必要な事項について定めておく。

（2）基礎的資料の準備等

市は、県及び関係機関等と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関等との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が把握する当市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

（2）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定に関する情報提供等の協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、次に掲げる生活関連等施設のうち、市内に所在する生活関連等施設について、県又は自らが保有する情報に基づいて把握をするとともに、県との連絡体制を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）
	9号	電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設等の安全確保

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県警察との連携を取りながら安全の確保に努める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄体制

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄及び調達体制を整備する。

(2) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、資機材の相互供給体制等の必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 下水道施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行い、国民保護に関し、住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において、住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALET）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について、平素から住民に対し、周知するよう努める。さらに、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 初動連絡体制の確立及び初動措置

(1) 平塚市危機管理対策会議の設置

ア 市長は、事態認定前において、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「平塚市危機管理対策会議」を設置する。「平塚市危機管理対策会議」は、市国民保護対策本部員のうち、国民保護主管部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 「平塚市危機管理対策会議」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、平塚市危機管理対策会議を設置した旨、県に連絡を行う。

この場合、平塚市危機管理対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「平塚市危機管理対策会議」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し、支援を要請する。

(4) 国民保護対策本部への移行に要する調整

「平塚市危機管理対策会議」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市

に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「平塚市危機管理対策会議」は廃止する。また、この場合、既に避難の指示等の措置を講じているときは、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する初動措置

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、平塚市危機管理対策会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に平塚市危機管理対策会議を設置していた場合は、これを廃止し市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市国民保護対策本部の組織及び業務

市国民保護対策本部の組織及び業務については、市対策本部長が別に定める。

エ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市対策本部長は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

オ 市国民保護対策本部の開設

市対策本部長は、市庁舎本館に市国民保護対策本部を開設する。ただし、市庁舎本館が被災し、市国民保護対策本部を開設できない場合は、市国民保護対策本部を平塚市美術館に開設する。また、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

カ 市国民保護対策本部設置の連絡

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に対し、市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定を受けていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市現地対策本部等の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施において、国、県等の対策本部との連絡等をきめ細かく行う必要があると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。また、現場における関係機

関の活動を円滑に調整する必要があるときには、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。ただし、災害の状況が重大であり、又は国民保護措置が市の区域を越えて実施されるなど、市が対応することが困難で、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整のうえ、知事が現地調整所を設置するものとする。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、各種の国民保護措置の実施に当たって、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の提出の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保

護対策本部を廃止する。

2 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、MCA無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県に対し、その状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時かつ適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

第3章 関係機関等との連携・協力

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員の派遣等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、当市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができる

ない場合は、努めて当市域を担当区域とする神奈川地方協力本部長又は当市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

イ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し、応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 国民保護措置実施のための事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員

の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望する物資を把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

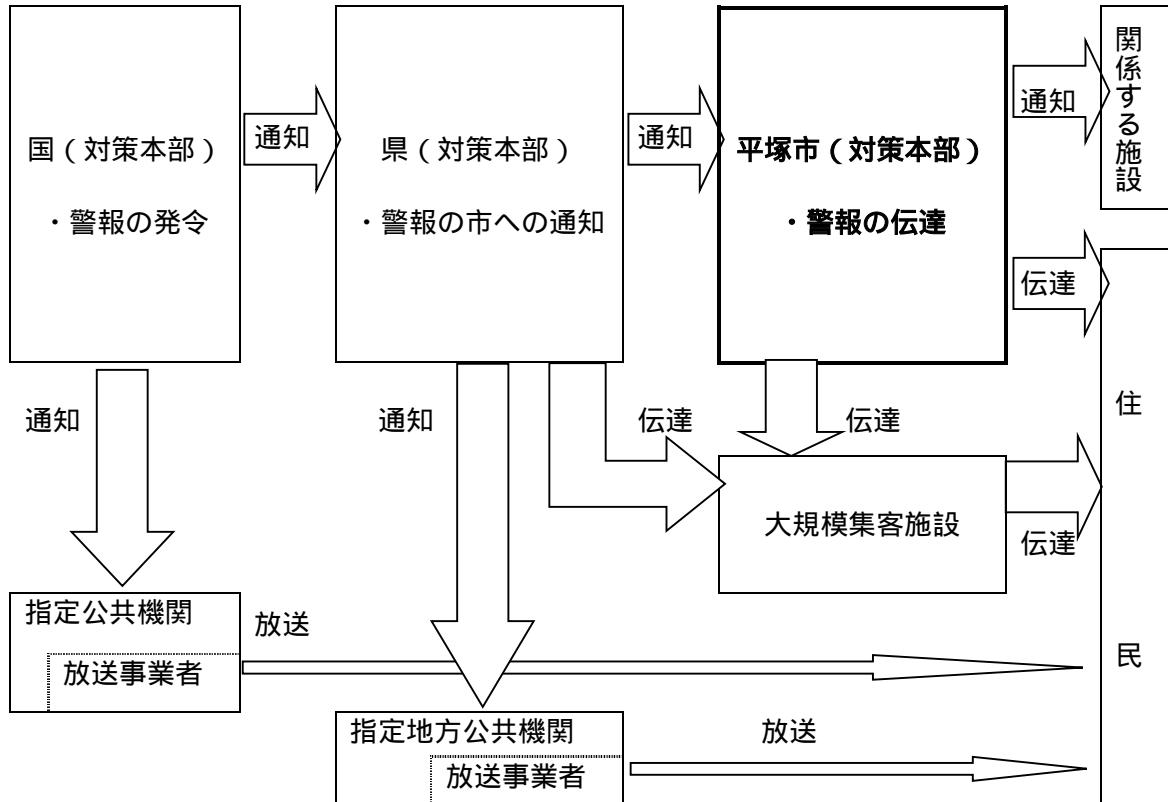
市は、国民保護法の規定により、必要があると認める場合に、市民に対して、次に掲げる措置についての必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

【警報の通知及び伝達の流れ】



1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会等）に警報を伝達する。

(2) 警報の通知

ア 市長は、教育委員会等その他の執行機関及び関係する施設に対し、警報を通知する。

イ 市は、必要に応じて、警報が発令された旨の報道発表を行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達においては、特に防災・福祉部局との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

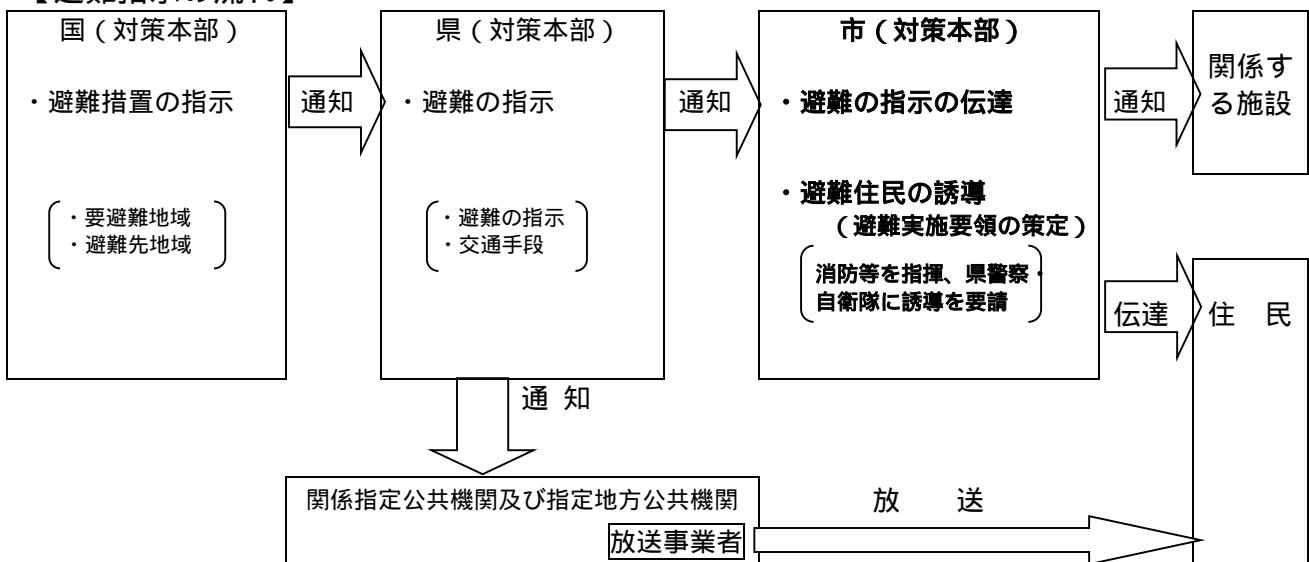
(4) 市長は武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令の場合と同様の方法で住民及び関係団体に伝達するものとする。この場合において、原則としてサイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

市長が知事から緊急通報の通知を受けたときの住民や関係機関等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

【避難指示の流れ】



1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達し、他の執行機関及び関係する施設に通知する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしながら、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を求め、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項(国民保護法61条による法定事項)

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、県、市の区域を管轄する警察署長、海上保安署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びに県その他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領に基づいて、当市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、車両や案内板等を配置するなど円滑かつ安全に避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を考慮しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。その場合においては、その旨を知事に報告する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地対策本部を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を考慮し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する方針（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、その管理する道路において通行禁止等の措置を行った場合、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。また、市長は、知事から避難住民の復帰に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事の権限に属する救援に関する事務の一部を市長が行うとされ、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、避難住民等で救援を必要としているものに対し、救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援に関する措置の補助を行う。

2 関係機関等との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を市長が行うとされた場合において、その救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を市長が行うとされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を市長が行うとされた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を市長が行うとされ、知事からその通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、平塚市地域防災計画に準拠して、次に掲げる内容の救援の措置を行う。また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に

特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

避難所の供与

ア 避難所の開設

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民等に周知するとともに県に連絡する。

ウ 避難所の管理運営

(ア) 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、市の職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

(イ) 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの保護に特に配慮する。

(ウ) 市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

(エ) 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受け入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応する。

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理

市は、必要があるときは、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。

イ 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分に配慮する。

ウ 市営住宅への一時入居

市は、避難住民の一時入居のため、その管理する市営住宅の空室を積極的に活用する。

エ 民間アパート等の活用

市は、民間アパート等の管理者に対して避難住民の一時入居について協力を要請する。

食品の給与及び飲料水の供給

ア 食品の調達・集積・分配・供給活動

(ア) 市は、避難住民等の人数等を把握し、食料の必要量の見積りを行う。

(イ) 市は、備蓄食料、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し、供給する。

イ 飲料水の供給活動

市は、県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）等から給水車又は給水容器を用いた搬送等により飲料水を確保し、応急給水を行う。

ウ 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

生活必需品の給与又は貸与

ア 市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量を見積もる。

イ 市は、備蓄生活必需品、広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に対し、供給する。

医療の提供及び助産

ア 市は、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会、(公社)平塚中郡薬剤師会等の協力を得て、臨時救護所を設置し医療を実施する。また、助産については、産科医院等にて実施する。

イ 市は、傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定(トリアージ)と被災傷病者の応急措置を行うため、救護隊を編成する。

被災者の搜索及び救出

市は、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれのない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する。

埋葬及び火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬の手配を行うとともに、所轄警察署と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者に要請し、電話、インターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保し、避難住民に対し、提供する。

学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

死体の搜索及び処理

ア 死体の搜索

市は、所轄警察署、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ既に死亡していると推定される者を搜索するとともに、搜索によらず死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。

イ 死体の処理

(ア)市は、武力攻撃災害時には必要に応じ、死体収容・安置施設を開設する。

また、搜索により収容された死体をその死体収容・安置施設に搬送する。

(イ)市は、所轄警察署等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ)市は、所轄警察署の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が

明らかになった死体を所轄警察署と協力して遺族又は関係者に引き渡すとともに、身元の確認ができない死体の引渡しを受ける。また、検案終了後に必要に応じて、医師等の協力を得て死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(工) 市は、身元が確認できず、所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理するものとする。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、市において行うとされた救援に関する事務の一部を実施する。また、県と連携して、N B C 攻撃による特殊な医療活動を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合に、その実施に必要な範囲で、緊急の必要があり、やむを得ない場合に次の措置を講ずることができる。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

- 救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品、飲料水、被服その他の生活必需品や医療機器等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- また、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命令することができる。

イ 土地等の使用

避難住民等に避難施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき、

又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地、家屋又は物資を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときには、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

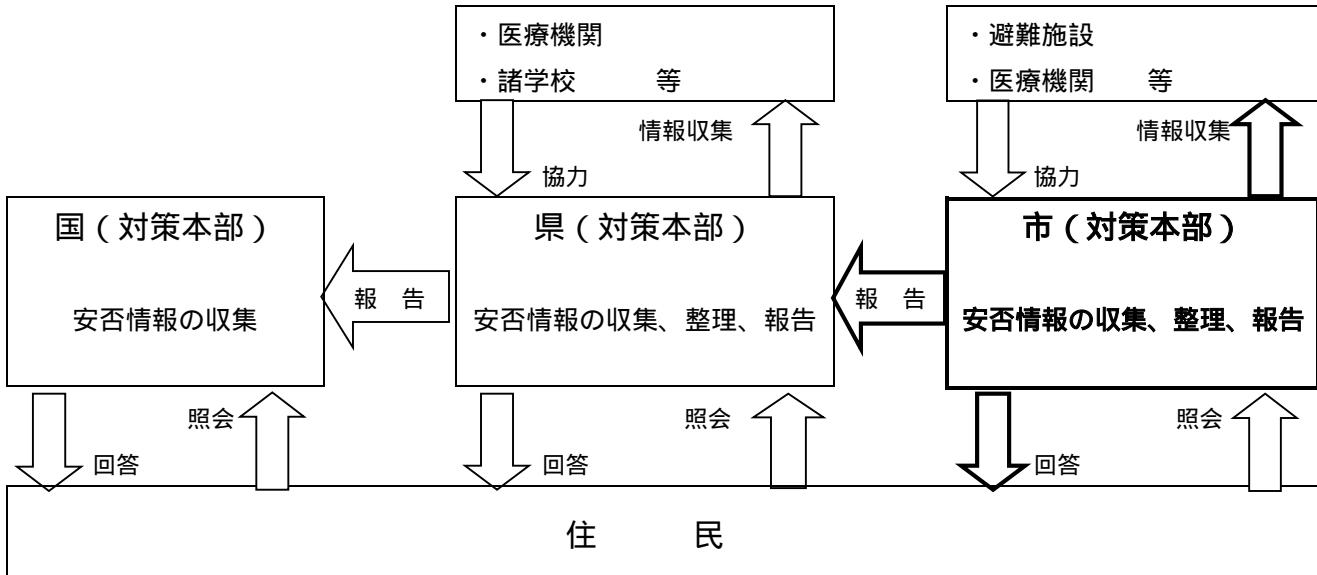
市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地の使用を行うために必要がある場合は、職員に特定物資の保管場所等や土地に立入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供することなど医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

【安否情報の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等の市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、適時に電

電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらのことによることのできない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることのできない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。
- ウ 受付に当たっては、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合に、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることを考慮して、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

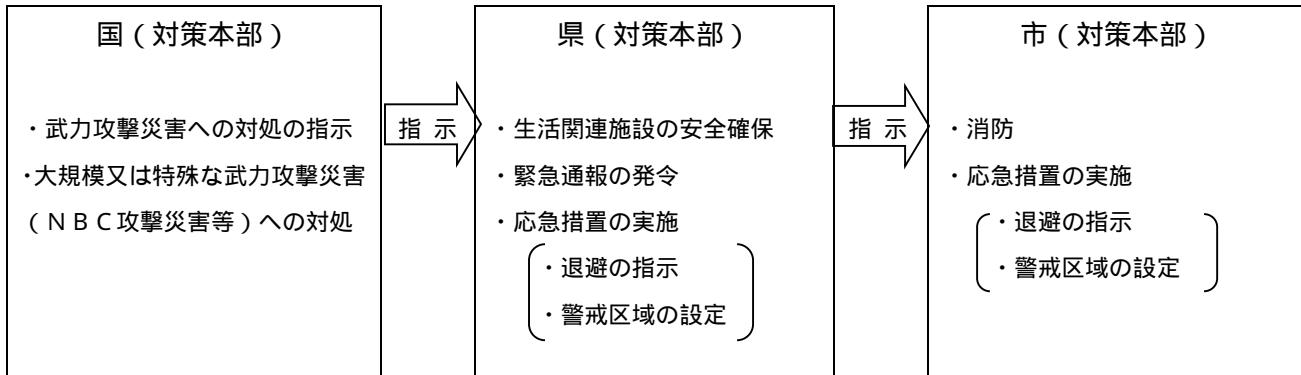
4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)安否情報の回答及び(3)個人の情報の保護への配慮と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

【武力攻撃災害への対処の流れ】



第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた消防吏員は、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【物質の種類】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第28条第1号に掲げる物質

【対象】

市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。

【措置の内容と根拠法令】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)に掲げた措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 N B C攻撃による災害への対処等

1 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、初動的な応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により、措置に当たる要員の安全を図るための措置を講じた上で、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助・救急等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。また、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地対策本部の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染拡大防止のための市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

汚染対象物件等	措置
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
死体	・移動の制限 ・移動の禁止
飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(5) 要員の安全の確保

市長は、N B C 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地対策本部や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避も含む）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関等との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関等の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・設備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばな

い範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、確保した通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、収集した被災情報について、火災・災害等即報要領に基づき、直ちに被災情報の第一報を県及び消防庁に対し、電子メール、FAX等により報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し、報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、平塚市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施し、必要な保健衛生の確保に努める。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、また、県の指示に基づいて消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品・飲料水等の衛生確保のための指導を実施する。

(4) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 国民保護法に基づく廃棄物処理の特例

ア 市は、国民保護法第124条に基づいて環境大臣が指定する特例地域において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、平塚市地域防災計画の定めに準じて、平塚市災害廃棄物等処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県を通して他の市町村に応援要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 市が管理する公共施設の適切な管理

市は、その管理する公共施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される特殊標章等

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（2）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

ア 市長

- 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章及び赤十字標章の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替手段等の確保を行う。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を県に準じて講ずる。また、市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、その管理する施設の障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を考慮し、県と連携して当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別に国が定めるところにより、国に対し、負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域に係る機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用語集

この計画で使用する用語についての解説は次のとおりとする。

1 法令名等

用語	解説
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条約第12号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知
国際人道法	武力紛争時の文民等の保護を目的とするジュネーブ諸条約及び第一追加議定書をいう。国民の保護に関する規定としては、外国人の行方不明者の捜索に関する規定、医療要員の保護に関する規定、文民保護の任務に従事するものの保護に関する規定等が定められている。

2 機関名等

用語	解説
緊急対処事態対策本部	平塚市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市	平塚市長及びその他の執行機関
市対策本部長	平塚市国民保護対策本部長（平塚市長）
市国民保護対策本部	平塚市国民保護対策本部 内閣総理大臣から県を通じて設置の指定を受けたときに、平塚市長が設置するもの
現地対策本部	被災地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施において、国、県の対策本部との連絡等をきめ細かく行う必要がある場合に、市長が設置するもの
現地調整所	現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときに設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定める国の機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもののうち市域にかかるもの
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもののうち市域にかかるものをいう

用語	解説
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもののうち市域にかかるもの
関係機関	県および市域にかかる指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関をいう
関係機関等	関係機関及び近隣市町村、自主防災組織等をいう

3 その他

用語	解説
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときに、国の対策本部長が発令する。 警報の内容は以下のとおり。 1 武力攻撃事態等の現状及び予測 2 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 その他、住民及び公私の団体に周知させるべき事項
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
N B C	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき平塚市が作成する市の国民の保護に関する計画

用語	解説
国民保護措置	<p>国民の保護のための措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p>【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p>
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき神奈川県が作成する国民の保護に関する計画
生活関連等施設	<p>①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）</p> <p>②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設</p>
大規模集客施設	建築基準法上の床面積が10,000m ² 以上の店舗、アミューズメント施設、スポーツ施設等をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
平塚市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの</p>
武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの</p>
防災	<p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p>

用語	解説
国民保護法第16条第1項及び第2項	<p>第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 <p>2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。</p>
国民の保護に関する計画等の軽微な変更 (国民保護法施行令第5条)	<ol style="list-style-type: none"> 一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百九号)第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更 二 指定行政機関(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ。)、指定地方行政機関(同条第五号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。)、都道府県、市町村、指定公共機関(同条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。)、指定地方公共機関(法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。)その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更。 三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
国民保護法第35条	<p>第三十五条 市町村は、都道府県の国民保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の国民保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該市町村の区域にかかる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項 五 国民の保護のための措置の実施に関するほかの地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域にかかる国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項 <p>3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>6 市町村長は、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。</p> <p>8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護のための計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。</p>

平塚市国民保護計画

平成19年 4月 策定
平成20年 4月 变更
平成24年 5月 变更
平成25年 8月 变更
平成27年 8月 变更
令和 元年12月 变更
